

第6回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月12日（木）午後1時57分から午後2時47分
2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）
3. 出席した農業委員（13人）

会長	14番	前川正人					
委員	1番	佐藤雄一	2番	鹿又幸也			
	3番	後藤義昭	5番	中和田吉彦			
	6番	館山友美子	7番	小島良金			
	8番	小田原正一	9番	瀧澤正一			
	10番	佐畠幸一	11番	坂本雄司			
	12番	廣瀬恵美子	13番	武島竜太			

4. 欠席した農業委員（0人）

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
事務局農地係長	門馬優樹
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

(1) 農地改良届出について

(2) 地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和6年度

農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について

議案第6号 令和6年度

農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

8. 会議の概要

事務局長

皆様おそろいですので、全員ご起立を願います。
一同「礼」。着席願います。

議長

本日は、第6回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに 第6回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長

それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。

11月15日、金曜日、郡山市で福島県下農業委員会大会が開催され、前川会長、武島職務代理者、佐藤振興委員長が出席いたしました。大会の中で、佐藤委員、後藤委員が永年勤続農業委員として表彰を受けられました。また、全国農業新聞普及活動に対して、当農業委員会が表彰を受けましたので報告いたします。

11月17日、日曜日、いわき市で「ふくしま新農業人フェア」が開催され、相馬市の出展にあたり、農業委員会でも参加し、小島委員に相談者の対応にあたっていただきました。

11月18日、月曜日、前川会長、佐藤振興委員長、小島振興副委員長が市長室を訪問し、立谷市長に農地利用最適化推進施策に関する意見書を提出いたしました。

11月20日水曜日及び21日木曜日、農業委員会の視察研修を実施、山形県鶴岡市にある「農業生産法人（有）ドリームズファーム」等を訪問してきました。

11月27日、水曜日、本総会に係る議案を配布させていただきました。また、同日及び28日木曜日、東京都で全国農業委員会会长代表者集会等が開催され、前川会長が出席いたしました。

12月5日、木曜日及び6日金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。

12月8日、日曜日、東京都で「新農業人フェア」が開催され、相馬市の出展にあたり、農業委員会も参加し、門馬委員に相談者の対応にあたっていただきました。報告は以上です。

議長

次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。10番佐畠幸一委員、11番坂本雄司委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項について、を議題といたします。(1) 農地改良届出について(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号、報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地改良届出について、今月は1件の報告を受理いたしました。はじめに農地改良届出についての説明をします。農地改良届出とは、農地への盛土など、農地改良に伴う工事を行う場合、通常、一時転用の許可申請により農業委員会より許可を受ける必要がありますが、以下の条件を満たすことで、一時転用の許可申請を省略することが可能となるものです。その条件というものが、使用する土が山砂、または田畠表土の耕作に適したものであること。工事の面積が10アール以下であること。工事期間が3ヶ月以内であること。

土の高さが現況より概ね 1 メートル以内であること。隣地所有者や土地改良区の同意書を添付していただくこと。以上が農地改良届出の説明になります。届出の番号 1 について、去る 12 月 5 日、8 番委員、9 番委員、10 番委員とともに、現地調査を実施いたしました。届出の概要は議案書記載のとおりです。農地改良工事に至った経緯として、申請者は梨農家で農地の一部が傾斜地となっており、梨の苗木を植えるために整地する目的で土盛り工事を行うものです。現地調査の結果、届出の内容のとおり、工事が完了していることを確認いたしました。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は 4 件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業は、許可の 3 カ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は 1 年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。4 件の報告のうち、番号 2 について、転用目的は太陽光発電事業用地となっていますが、申請地の●●●●の 3 筆について、現地調査を行ったところ造成工事が行われていませんでした。現地調査終了後、転用事業者の代理人に対し事実確認を行い、事業計画変更や農地転用取消申請を行わず、工事を完了させる意向を確認したため、改めて工事が完了したのち、再度報告書を提出するよう指導しました。番号 2 を除く工事完了報告については、許可の内容のとおり工事が完了していることを確認いたしました。(3) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、今月は 11 件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、このうち、番号 7、番号 8 については、農業委員会によるあっせんの希望がありました。あっせんの状況につきましては、番号 7、番号 8 ともに、地区担当の委員のご協力もあり、新たな耕作者からの内諾を得られている状況です。番号 7、番号 8 以外については、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、今月は 7 件の通知がございました。こちらは、農地の賃借契約の合意解約を行うものとなっています。番号 1 については、所有者都合による合意解約となっており、農地の返還後は所有者本人が耕作を行うとのこ

とです。番号2、3、4、7についてはいずれも耕作者変更のためとなっており、番号2については、本総会の議案第5号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、案件2番に新たな耕作者への利用権設定が上程されております。番号3、4、7については、次回以降の農業委員会総会にて利用権の設定についての議案が上程される予定です。番号5については、農地法第3条申請を行うために必要な解約となっており、本総会の議案第1号農地法第3条申請、番号1に解約された農地が申請地として上程されています。番号6については、耕作者都合による解約となっています。(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、親子間による農地の使用貸借権の解約となっており、解約の理由は耕作者変更によるものです。説明は以上です。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりであります。去る12月3日、地区担当推進委員と共に現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告します。権利の設定内容所有権の移転は記載のとおり売買となります。譲受人の農業機械所有状況、世帯における自作、譲受人は現地調査にて不耕作地がないことを確認しています。許可基準第1号、許可基準第4号については、要件を満たしております。次に許可基準第2号については、譲受人

は個人でありますので、非該当となります。許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人には転貸の事実がありませんでしたので、非該当となります。許可基準第6号、地域の調和要件については、議案書記載のとおりでありまして、地域の調和が損なわれるような問題はありません。そのため許可相当と判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答を得ております。報告は以上です。

議長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりであります。去る12月9日、地区担当推進委員と共に現地調査及び玉野公民館にて譲受人への聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告します。権利の設定内容所有権の移転は売買となります。譲受人の農業機械所有状況、世帯における自作、譲受人は現地調査にて不耕作地がないことを確認しています。許可基準第1号については、要件を満たしております。次に許可基準第2号については、備考に記載のとおりです。定款及び決算報告書等により確認しております。次に許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第4号については、譲受人が法人であるため、該当ありません。許可基準第5号については、譲受人には転貸の事実がありませんので、該当ありません。許可基準第6号、地域の調和要件については、議案書記載のとおりでありまして、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可相当と判断しました。地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答を得ております。報告は以上です。

議長 続いて、番号3番、4番について、担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりであります。去る12月2日、地区担当推進委員と共に現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告します。権利の設定内容所有権の移転は記載のとおり売買となります。譲受人の農業機械所有状況、世帯における自作、譲受人は現地調査にて不耕作地がないことを確認しています。許可基準第1号、許可基準第4号については、要件を満たしております。次に許可基準第2号については、譲受人は個人ですので、非該当となります。許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人には転貸の事実がありませんでしたので、非該当となります。許可基準第6号、地域の調和要件については、議案書記載のとおりであります。地域の調和が損なわれるような問題はありません。そのため許可相当と判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答を得ております。続いて4番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりであります。去る12月2日、地区担当推進委員と共に現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告します。権利の設定内容所有権の移転は記載のとおりの売買となります。譲受人の農業機械所有状況、世帯における自作、譲受人は現地調査にて不耕作地がないことを確認しています。許可基準第1号、許可基準第4号については、要件を満たしております。次に許可基準第2号については、譲受人は個人ですので、非該当となります。許可基準第3号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人には転貸の事実がありませんでしたので、非該当となります。許可基準第6号、地域の調和要件については、議案書記載のとおりであります。地域の調和が損なわれるような問題はありません。そのため許可相当と判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答を得ております。報告は以上です。

議 長

続いて、番号 5 番について、担当委員挙手願います。 11 番坂本雄司委員お願いします。

11 番

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、 5 番案件について、ご報告申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりであります。去る 12 月 3 日、地区担当推進委員と共に現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告します。権利の設定内容所有権の移転は記載のとおり売買となります。譲受人の農業機械所有状況、世帯における自作、譲受人は現地調査にて不耕作地がないことを確認しています。許可基準第 1 号、許可基準第 4 号については、要件を満たしております。次に許可基準第 2 号については、譲受人は個人でありますので、非該当となります。許可基準第 3 号については、議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第 5 号については、譲受人には転貸の事実がありませんでしたので、非該当となります。許可基準第 6 号、地域の調和要件については、議案書記載のとおりであります。地域の調和が損なわれるような問題はありません。そのため許可相当と判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答を得ております。

議 長

次に事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局

補足説明はございません。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可

することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第2号農地法第5条の規程による許可申請について、事務局より議案内容を説明いたします。議案書17ページをご覧下さい。

案件1について、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅及び駐車場用地です。また、譲受人は譲渡人の子であり、現在は宮城県●●●に居住しております、今後申請地に住宅を整備し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(贈与)です。工事期間は、許可の日から10カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2について、18ページです。譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、譲受人の亡き父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約60年前から資材倉庫用地として使用しており、今般譲受人から案件3のとおり事務所、駐車場及び通路用地を目的とした転用相談があった際に、違反転用状態であることが判明し、顛末書をつけて申請をしたものです。転用後の用途は、資材倉庫、駐車場、通路及び法面用地です。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定(30年)です。工事期間は、許可の日から7カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政手の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、道路法第24条許可済みであることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたし

ました。なお、同事務所の建築については、案件3として上程しております。

次に、案件3について、19ページです。譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、事務所、駐車場及び通路用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から7カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、道路法第24条許可済み、また法定外公共物土木工事許可済みであることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上です。

議長

続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件です。12月6日に、11番委員と13番委員と地区担当推進委員、事務局2名と共に、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。譲受人、譲渡人及び申請地は議案書記載のとおりです。本件は、一般住宅及び駐車場用地としての利用を目的とした所有権移転（贈与）に対する許可申請です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は都市計画で定められた第一種低層住居専用地域の中にある第3種農地のため立地基準は満たしております。したがって許可基準第2号は非該当です。続いて許可基準第4号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障がないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議長

続いて、案件2番について、担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

- 8 番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、
2番案件です。12月5日に、9番委員と10番委員と地区
担当推進委員、事務局2名と共に、現地調査を行いました。
調査担当委員を代表して報告いたします。譲受人、譲渡人及
び申請地は議案書記載のとおりです。本件は、資材倉庫、駐
車場、通路及び法面用地としての利用を目的とした賃貸借権
の設定に対する許可申請です。許可基準第1号の立地基準に
ついて、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団
の農地の区域内にある農地で、第1種農地です。しかし、こ
の案件につきましては、不許可の例外事業の「集落接続事業」
に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地で
ないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と
判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。
続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、
周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区
担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答
をいただいております。以上のことから、許可相当と判断し
ました。
- 議長 続いて、案件3番について、担当委員挙手願います。9番
瀧澤正一委員お願いします。
- 9 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、
3番案件です。12月5日に、8番委員と10番委員と地区
担当推進委員、事務局2名と共に、現地調査を行いました。
調査担当委員を代表して報告いたします。譲受人、譲渡人及
び申請地は議案書記載のとおりです。本件は、事務所、駐車
場及び通路用地としての利用を目的とした所有権移転（売
買）に対する許可申請です。許可基準第1号の立地基準に
ついて、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の
農地の区域内にある農地で、第1種農地です。しかし、こ
の案件につきましては、不許可の例外事業の「集落接続事業」
に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地で
ないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と
判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。
続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策

で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号現況確認証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。調査担当委員の挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 議案第3号現況確認証明申請について、調査担当委員を代表し調査結果を報告します。番号1について報告いたします。去る12月6日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局と共に、現地調査を行いました。申請者の住所、氏名、申請地現況非農地となった経過及び理由については、議案書記載のとおりです。申請地の現況については、今後農地へ復元し、耕作することが困難な土地であると見てまいりました。従って、申請地目のとおり、「原野」として証明書を交付することが適当であると判断しました。地区担当の推進委員からも意見なしとの回答を得ております。報告

は以上です。

議長 次に事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。次に、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号66番までの66件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第3

0条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。事務局からは以上です。

議長

続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐畠幸一委員お願ひします。

10番

議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの断について、去る12月5日に1番委員、2番委員、事務局と共に、現地調査を実施してまいりました。担当調査員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。番号1番から番号10については、山林と判断いたしました。番号12、番号17から番号20、番号35から番号49、番号51から番号54、番号66については山林と判断いたしました。番号11、番号13から番号16、番号21から番号34、番号50、番号55から番号65については、原野と判断いたしました。報告は以上です。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に議案第5号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、を議題といたします。同議案番号1番から15番までの15件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長

ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第5号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、番号1番から番号15番について事務局よりご説明いたします。番号1について、令和6年12月31日まで●●●●が農業委員会を通しての利用権設定をしておりますが、契約満了後、新たに農地中間管理機構を通しての10年間の利用権設定をするものです。番号2について、●●●●が農業委員会を通しての利用権設定をしておりましたが、議案書5ページ番号2、農地法第18条第6項による解約の手続きを経て、新たに●●●●が農地中間管理機構を通じての11年間の利用権設定をするものです。

番号3について、これまで●●●●が相対契約で耕作しておりますが、契約終了に伴い、新たに●●●●が農地中間管理機構を通じて、無償で11年間の利用権設定をするものです。番号4については●●●●が相対契約で耕作しておりますが、契約終了に伴い、新たに●●●●が農地中間管理機構を通じて11年間の利用権設定をするものです。なお、番号5から番号15については、農地中間管理機構を通じての利用権設定をしておりましたが、その契約満了に伴い、新たに農地中間管理機構を通じて利用権設定をするものです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定

は、すべて満たしております。以上説明は終わります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については同意することに決せられました。次に議案第6号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、を議題といたします。同議案番号1番から2番までの2件について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、事務局よりご説明いたします。こちらは、既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、議案書6ページ番号7、●●●●から農地法第18条第6項の規定による解約の申し出があつたことから、農地中間管理機構を通じて、新たに耕作者として●●●●●●に変更となるものであります。農地所

有者と農地中間管理機構との間の契約はそのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第5号とは別に提案させていただいております。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号令和6年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については同意することに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第6回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川正人

議事録署名委員 10番 佐畠幸一

議事録署名委員 11番 坂本雄司